

奈良県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

奈良県公安委員会

委員長 島 本 太香子

奈良県公安委員会規則第3号

奈良県警察職員定数規則の一部を改正する規則

奈良県警察職員定数規則（平成3年10月奈良県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「652人」を「686人」に、「221人」を「229人」に、「873人」を「915人」に、「1,829人」を「1,795人」に、「99人」を「91人」に、「1,928人」を「1,886人」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。